

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 19 日

横浜市旭区長 堀口 和美

送達を受けるべき者	氏名又は名称	植田 貴彦 松田 由香里 松田 紀之 高沼 正一 塩野 勝 内田 利章	AYE THET OO HERATH MUDIYANSELAGE PAHA 小屋 歩美 齋藤 悠太 中井 晃 渡辺 純一
送達する書類名	国民健康保険料督促状 令和8年度6月期分		
	国民健康保険料督促状 令和7年度6月期分		
(注意)			
地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。			